○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人日本添乗サービス協会（登録研修機関第五号）から登録研修機関及び研修業務を行う事務所の名称並びに登録研修機関の住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十一日

観光庁長官　井手　憲文

一　登録研修機関の名称の変更

変更前	社団法人日本添乗サービス協会
変更後	一般社団法人日本添乗サービス協会

二　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	社団法人日本添乗サービス協会
変更後	一般社団法人日本添乗サービス協会

三　変更の年月日　平成二十五年一月四日

四　登録研修機関の住所の変更

変更前	東京都港区芝公園二丁目十一番十七号朝井ビル四階
変更後	東京都港区芝二丁目十番十一号コスモ金杉橋ビル六階

五　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区芝公園二丁目十一番十七号朝井ビル四階
変更後	東京都港区芝二丁目十番十一号コスモ金杉橋ビル六階

六　変更の年月日　平成二十五年四月二十六日

○東北地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
平川市碇ヶ関阿原二〇番一から同市碇ヶ関古懸向安田三〇番一まで	前	一六・〇〇～二〇・〇〇メートル　〇・一八〇キロメートル
	後	一六・一〇～四七・〇〇　〇・一八〇

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月二十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	戸田　敬里
変更後	町田　修二

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	戸田　敬里
変更後	町田　修二

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○中部地方整備局告示第百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人三重県建設技術センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐藤　邦幸、野宮　加恵
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年五月十七日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	草川　晴美
変更後	松井　敏幸

(2)　変更年月日

平成二十五年五月十七日